

2026年8月7日

沖縄県がん診療連携協議会

委員各位

幹事長

増田昌人

連携協議会委員の追加について

別紙資料 7－2 の新しい「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の

I 拠点病院等の指定について 3 連携強化に向けた会議体 (2) 都道府県協議会 ④ 連携体制 オ、カ

にあるように、都道府県小児がん拠点病院及びがんゲノム医療拠点病院が整備されていない都道府県では、都道府県がん診療連携協議会において、小児がん医療提供体制及びがんゲノム医療提供体制のあり方について協議することが新たに規定された。

そのため、沖縄県がん診療連携協議会要項第 2 条 (20) その他琉大病院の病院長が必要と認める者として、本会に新たに小児がん医療の専門家とがんゲノム医療の専門家を推薦する。

新委員候補者

浜田 聡 (はまだ さとる) 氏

琉球大学病院小児科講師 小児血液・がん専門医

関根 正幸 (せきね まさゆき) 氏

琉球大学病院産婦人科教授 婦人科腫瘍専門医、遺伝性腫瘍専門医

上記の候補者を連携協議会の委員に加えることのご承認を頂きたい。

厚生発 0730 第1号

令和8年7月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長

(公 印 省 略)

がん診療連携拠点病院等の整備について

(鏡文省略)

別添

がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針

I 拠点病院等の指定について (省略)

1 拠点病院等 (省略)

2 国立がん研究センター (省略)

3 連携強化に向けた会議体

(1) 国協議会(省略)

(2) 都道府県協議会

都道府県協議会は、国のがん対策基本法及びがん対策推進基本計画、都道府県がん対策推進計画等に基づき、患者本位のがん医療の実現に向け、当該都道府県におけるがん対策を強力に推進する役割を担う。都道府県協議会は、都道府県及び都道府県の全ての拠点病院等が協働して設置し、都道府県及び都道府県拠点病院がその運営を担う。都道

府県は、地域の医療提供体制を維持・確保する観点から、地域医療構想や医療計画と整合性を図るものとする。都道府県及び都道府県拠点病院は、拠点病院等のほか、地域におけるがん医療を担う者、患者団体等の関係団体に、必ず都道府県協議会へ参画させることとし、これらの者が主体的に協議に参加できるよう運営するものとする。また、都道府県協議会の設置要綱において、前記の関係団体の参画を明記する。

都道府県協議会は、必要に応じて当該領域の専門家の参画を得ながら、次に掲げる事項について協議を行うものとし、その内容を公表すること。その際、とりまとめを参照すること。

①がん医療提供体制（省略）

② 人材育成（省略）

③ 患者支援・相談支援等（省略）

④ 連携体制

ア がん対策に関する施策、会議等の情報共有及び理解を推進すること。

イ 国協議会との体系的な連携体制を構築すること。

ウ 国立がん研究センターによる研修に関する情報や国協議会での協議事項が確実に都道府県内で共有・実践される体制を整備すること。

エ 都道府県小児がん診療連携協議会及び都道府県がんゲノム医療連携協議会と適切に連携すること。なお、都道府県小児がん診療連携協議会及び都道府県がんゲノム医療連携協議会は、都道府県協議会の部会その他これに準ずる組織として設置することができる。

オ 都道府県小児がん拠点病院が整備されていない都道府県については、都道府県協議会において、将来的な都道府県小児がん拠点病院の整備の必要性を含めた小児がん医療提供体制のあり方について協議すること。協議の結果、必要と判断された場合は、都道府県小児がん拠点病院として求められる体制を整備するために必要な取組を推進すること。

カ がんゲノム医療拠点病院が整備されていない都道府県については、都道府県協議会において、将来的ながんゲノム医療拠点病院の整備の必要性を含めたがんゲノム医療提供体制のあり方について協議すること。協議の結果、必要と判断された場合は、がんゲノム医療拠点病院として求められる体制を整備するために必要な取組を推進すること。

キ 当該都道府県のロジックモデルを含むがん対策推進計画の進捗状況を踏まえて対応を図ること。

ク 感染症のまん延や災害等の状況においても必要ながん医療を提供する体制を確保するため、当該都道府県や各がん医療圏におけるBCPについて議論を行うこと。

II 地域拠点病院の指定要件について（省略）

III 特定機能病院を地域拠点病院として指定する場合の指定要件について（省略）

IV 都道府県拠点病院の指定要件について（省略）

V 特定領域拠点病院の指定要件について（省略）

VI 地域がん診療病院の指定要件について（省略）

VII 既指定病院の取扱い、指定の推薦手続等、指針の見直し及び施行期日について（省略）